

一般廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（最終処分場）

維持管理項目	維持管理の内容	
搬入物の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 本組合の各施設で中間処理した残渣だけを埋立し、直接搬入ごみは受け入れません。 • 最終処分場に専用の計量機を設置し、搬入された埋立物や覆土の受入、使用量の管理を行います。 	
埋立作業の管理	<ul style="list-style-type: none"> • 計画的な埋立を実施するため、廃棄物の投棄場所の指示、覆土作業の管理、埋立容量、残余容量の確認を行います。 • 埋立用機材の適正な使用のための点検、整備を行います。 	
周辺環境の保全	<p>廃棄物の飛散、流出防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立地周囲に飛散防止フェンスを設置します。 • 廃棄物の飛散を防止するために、即日覆土を行います。 • 搬入車両等については、退出時にタイヤ洗い場において、車輪等の洗浄により飛散・流出を防止します。 • 搬入路については、散水等により清掃を行います。
	<p>悪臭の発散防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 廃棄物からの悪臭の発散を防止するために、即日覆土を行います。 • 必要に応じて防臭散布等の措置を講じます。
	<p>火災の発生防止</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 火災の発生を防止するため埋立地内に「禁煙」、「火気厳禁」等の看板を設置し、火災の警告を促します。 • 消火設備を設置するとともに、定期的な点検を行い必要に応じて補修等を行います。
	<p>衛生生物の発生防止 ネズミ、ハエ、カ、カラス等</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 害虫等の発生を防止するため、即日覆土を行います。 • 発生が確認された場合は、必要に応じて薬剤を散布します。
	<p>浸出水及び地下水の監視（モニタリング）</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 浸出水のモニタリングは下釜浸出水処理施設調整槽、処理水のモニタリングはし尿処理施設希釈調整槽、地下水のモニタリングは2ヶ所の観測井とし、定期的にサンプリングを行い、水質等进行检查し記録します。（詳細は別表のとおり） • 観測井の水質検査の結果、水質に悪化が認められた場合には、その原因を調査し、生活環境保全上支障が生じないように適切な対策を講じます。

施設管理	門・囲障設備及び立札	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立地内は、原則関係者以外立ち入り禁止とし、埋立地への関係者以外が立入る危険性のある個所はフェンス等で囲います。 • 門、囲障等は、定期的に点検し、必要により補修、清掃を行います。 • 立札は、埋立地の入口に最終処分場であることを表示した立札を設置します。 • 立札は、常に見やすい状態にしておくとともに、表示すべき内容に変更が生じた場合は、速やかに書き換えるとともに、その他必要な措置を講じます。
	堰堤	<ul style="list-style-type: none"> • 堰堤は定期的に見回り危険個所の早期発見に努めます。 • 点検では、亀裂、破損の有無を確認し記録します。 • 異常が確認された場合は、必要に応じて補修整備を行います。
	しゃ水工	<ul style="list-style-type: none"> • しゃ水シート及び遮光性保護マットは、定期的に点検し、しゃ水効果が低下するおそれがあると認められた場合、速やかにこれを回復するための必要な補修等の措置を講じます。 • しゃ水工底面部については保護砂を敷設し、法面部については、埋立前に良質土により保護を行ったうえで埋立を行います。
	雨水集排水設備・開きよ	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立地に雨水が入らないように、雨水集排水設備を定期的に点検及び清掃を行い、必要な場合には補修等の適切な対策を講じます。 • 周辺是最上川と村山野川の合流点であり、河川敷は草地から低木林であり、周辺景観との調和を図るため、埋立地外周に低木等の植栽を行っており、落葉等により開きよ（側溝等）が詰まることが考えられることから、定期的に点検を実施し土砂等が堆積した場合は清掃を行い機能の維持に努めます。
	浸出水処理施設・調整池	<ul style="list-style-type: none"> • 定期的に浸出水の水質分析を行い、常に排水基準に適合するように施設を運転します。 • 浸出水処理施設及び調整池の機能の状態を定期的に点検し、異常を認められた場合は、速やかに補修、改善等の措置を講じます。 • 浸出水の量についても記録し、異常な水量の増加、減少があった場合は原因を確認します。 • 薬品を使用する場合は、薬品類の量を確認し、必要量を補給します。
	通気装置	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立地に設置した通気設備を利用し、発生ガスを排除します。
	埋立処分終了後の覆土	<ul style="list-style-type: none"> • 埋立終了時は 50cm 以上の厚さの土砂等により最終覆土を行います。 • 一般廃棄物の最終処分場の廃止の技術上の基準に従い実施します。

安全管理	<ul style="list-style-type: none"> • 処分場内の危険箇所を点検し、必要に応じて整備します。 • 処分場内にみだりに子供等が入り込まぬよう注意します。 • 薬品類や燃料などは、鍵のかかる倉庫に保管し、またその使用量を記録します。 • 使用する重機、車両等についても点検し、事故の防止に努めます。 • 豪雨、地震、火災等異常事態が発生した場合は、「組合災害対応マニュアル」等に基づき、速やかに現状の把握、点検を行うとともに必要な措置を講じます。
記録の保管	<ul style="list-style-type: none"> • 埋め立てられた廃棄物の種類、量、最終処分場の維持管理にあたって行った点検、検査その他の措置の記録を作成し廃止するまでの間保存します。
埋立終了後の閉鎖方法	<ul style="list-style-type: none"> • 最終覆土を実施し開口部を閉鎖します。 • 覆いの損壊を防止するための必要な措置を講じます。
最終処分場の廃止	<ul style="list-style-type: none"> • 「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」第 1 条第 3 項で定める規定に基づき廃止します。
その他・付帯設備	<ul style="list-style-type: none"> • タイヤ洗い場を設置し、周辺道路への土砂の流出を防止します。

(別 表)

分類	モニタリング項目	種 別	採水地点	頻 度
水 質	水質環境基準項目 生活環境項目	浸出水	下釜浸出水処理施設調整槽	1回/年
		地下水	処分場A/B 観測井2地点	1回/年
		処理水(下水道投入水)	し尿処理施設希釈調整槽	4回/年
	電気伝導率 塩化物イオン	浸出水	下釜浸出水処理施設調整槽	1回/月
		地下水	処分場A/B 観測井2地点	1回/月
		処理水(下水道投入水)	し尿処理施設希釈調整槽	1回/月
	ダイオキシン類	浸出水	下釜浸出水処理施設調整槽	1回/年
		地下水	処分場A/B 観測井2地点	1回/年
		処理水(下水道投入水)	し尿処理施設希釈調整槽	1回/年

下釜最終処分場浸出水・地下水・処理水（下水道投入水）採水箇所

